

新型コロナウイルスに関しての本学としての海外渡航の対応について（2020年3月24日）

（16時更新）

北海道内の感染の現状および海外における感染の拡大、また日本からの入国者への制限、日本への帰国者への制限が見込まれる状況を勘案し、本学の学生、教職員は、3月6日以降に渡航を計画する場合は不要不急の場合を除き、当面の渡航計画は自粛または後期以降に延期としてください。

なお、本通知により、新型コロナウイルス感染症に関する本学の当面の対応について（第3版）、（第4版）の海外渡航に関する記載は、削除します。

1. 外務省の感染症危険情報レベル2以上の国・地域への渡航 **禁止**

中国、韓国、イラン、イタリア、スペイン、スイスを含む欧州全域などで感染の急速な拡大が見られます。渡航先での感染拡大により日本への帰国（再入国）後に自宅待機となること可能性も考慮し、外務省の感染症危険情報レベル2以上の国・地域へは、渡航禁止とします。

2. 日本からの入国・入域制限、入国後の行動措置の国・地域への渡航 **禁止**

外務省海外安全ホームページ <https://www.anzen.mofa.go.jp/> で、3月24日時点で、日本からの入国・入域制限が行われている国・地域（161か国/地域）、入国後に行動制限措置がとられている国・地域（78か国/地域）についても渡航は禁止とします。これらの国・地域は今後も予告なく増える可能性があります。渡航を予定している国・地域の最新情報を確認してください。渡航準備段階で該当していなくても、出発当日に該当した時点で渡航禁止の扱いになります。

3. 上記以外の国・地域への海外渡航 **不要不急は自粛**

上記に該当しない国・地域に渡航する場合は、感染防止対策等、自身の安全確保に十分留意した上で慎重に渡航の是非について判断し、上記1)を経由地としないように計画し、渡航先最寄りの日本大使館または領事館の連絡先を調べておいてください。

事前に学生は必ず「海外渡航届」を国際教育課へ提出、教職員は必ず所定様式（出張伺、休暇願等）を研究支援課や担当課に届け出てください。また外務省から最新の安全情報を日本語で受信できる海外安全情報無料配信サービス「たびレジ」への登録を必ず行ってください。3か月以上の滞在をする場合は「在留届」を必ず提出してください。

4. 海外渡航先での注意事項について（再掲出）

止むを得ず、上記3)の国/地域へ渡航せざるを得ない場合は、以下について注意してください。

- ① 石鹸を使用した手洗いが最も有効ですので、清潔に努めてください。
- ② 抵抗力・免疫力を落とさないよう、暴飲や暴食、睡眠不足等を避けた規則正しい生活をしてください。
- ③ 混雑を避けて行動し、必要に応じてマスク等を着用してください（ウイルスを遮断する効果

は無くても、汚れた手が口と鼻に触れることは防げます)。しかしながら国や地域によっては文化の違いにより、「マスク着用＝病気」と思われることがありますので、その場合は、マフラーやスカーフの巻き方を工夫するなど置き換えても良いかもしれません。

- ④ 食肉を扱う生鮮市場等には極力近づかず、狩猟肉（ジビエ）も極力口にしないください。
- ⑤ 渡航先等から、家族や担当課に速やかに連絡が取れるようにしておいてください。
- ⑥ 咳や発熱、息切れなどの症状が出た場合は、他の人たちとの接触を避けてください。
- ⑦ 医療機関の受診等について保険会社、旅行会社へ相談をしてください。

5. 日本に入国する際、および入国後について

- ① 日本に向かう飛行機の搭乗前に発熱等の体調不良を感じた場合は、入国を一時取り止め、症状が回復してから入国してください。
- ② 日本に向かう飛行機に搭乗後に発熱等の体調不良を感じた場合は、空港の検疫所の職員にその旨申し出てください。
- ③ 日本への入国時には発熱等の体調不良を感じていなくても、ウィルスの潜伏期間は2週間程度と想定されているため、入国後2週間は、キャンパスには立ち入らず、不要不急の外出を避けて自宅等で待機するようにしてください。この間は自身の体調の変化に注意し、体調不良を感じたら事前に電話連絡等の上、遅滞なく医療機関を受診してください。なお、本学への相談は、他者への感染を防ぐため必ず電話で行ってください。
また、学生の場合は、2週間の待機期間中にオリエンテーション等が実施される場合であっても、自宅等での待機を継続してください。下記に該当する場合は、欠席をやむを得ないものと判断し、キャンパスへの立ち入りが可能になった後で、別途対応します。
 - ・ 派遣留学または海外渡航科目で留学をしていた
 - ・ 私費留学や個人の旅行であっても「海外渡航届」を出発前に提出していた
(出発前に「海外渡航届」を提出していない場合は、教育支援課へ相談してください)
- ④ 感染が疑われる症状がある場合、メール等により、担当課に次の項目について報告してください。①渡航先等 ②渡航期間 ③主な症状 ④通院・入院の有無
- ⑤ 日本への入国に際しては、入国拒否や2週間の待機要請がされることがありますので、法務省、検疫などの指示に従ってください。

法務省 <http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

6. 交換留学生の受入れについて 中止

2020 年度春期の海外姉妹大学からの新規交換留学生の受入れについては、諸状況を勘案し中止の決定を3月4日付で海外姉妹校へ通知いたしました。

7. プログラム中の派遣留学について 中止

2019 年秋派遣留学生及び 2020 年春派遣留学生に対し、海外における急速な感染拡大を踏まえ、3月17日付で帰国を命令いたしました。